

上智大学アルペ国際学生寮運営取扱要領

制定 2019年（平成31年）4月1日

改正 2020年（令和2年）3月1日

2020年（令和2年）5月1日

（目的）

第1条 この取扱要領は、上智大学アルペ国際学生寮（以下「アルペ寮」という。）での生活において寮生が遵守すべき必要な規則を定め、寮生が安心安全に生活しやすい環境を作ることを目的とする。

2 寮生は、この取扱要領を遵守しなければならない。

（寮のミッション・ビジョン）

第2条

寮生は次に掲げるミッション・ビジョンを実践する。

1. ミッション

アルペ寮は、上智大学の建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムに基づいた人間教育を実践し、「叡智が世界をつなぐ」という使命感を持ったグローバル人材の育成の場とする。

2. ビジョン

（1）自由と責任

寮生は、アルペ寮のミッションに適う学習機会を自ら創造する自由を有し、同時に寮内の秩序を保つ義務を負う。

（2）他者理解と共生

寮生は、他者のもつ個性と多様性を積極的に受け入れ、共に生きる姿勢を重んじる。

（3）グローバルリーダーとしての自己研鑽

寮生は、人類が直面している社会的課題に対する高い見識と解決のための方策を探究し、グローバルリーダーとしての資質を身につけるよう努める。

（遵守義務）

第3条 寮生は、アルペ寮の利用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）入寮許可時に定められた居室（以下「居室」という。）に他人を宿泊させないこと。

（2）居室（居室の設備・備品等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を転貸しないこと。

（3）居室及びアルペ寮の共用の施設、設備・備品等を常に良好な状態で使用し、許可なく、その目的外に使用し、又は工作を加えないこと。

（4）火災その他の災害の予防に努め、寮内で直火を使用する等、それらの原因となる行為をしないこと。

（5）第18条に定める管理者による居室の立ち入りを拒否しないこと。

（6）不審者を見かけた場合はただちに管理者に報告すること。

（7）事務室や機械室など、寮生の立ち入りを禁止するエリアに立ち入らないこと。

（8）異性の居室エリアに入らないこと。

（9）寮生以外を2階以上のフロアに入れないこと。

（10）寮内に加え、近隣の広場や公道での長時間滞在、大きな声での会話その他迷惑行為等を慎むこと。

（11）政治活動、賭事、商行為、募金活動を行わないこと。

（12）ペットの飼育をしないこと。

（13）その他本学が定めるところに従うこと。

2 前項各号に掲げる事項の他入寮者が遵守すべき事項については、第5条に規定する入寮許可の際、入寮者に周知し、遵守の徹底を図るものとする。

（入寮資格）

第4条 アルペ寮に入寮できるのは、本学に在籍する次のいずれかの学生等とする。

（1）正規生

（2）交換留学生、ノンディグリー生、研究生

（3）その他学生センター長が認めた者

（入寮許可）

第5条 入寮の許可は、選考を経て学生センター長が行う。

2 入寮者の居室は、学生センター長が指定し、寮生が居室を希望又は指定することはできない。

3 寮の運営管理上必要と認められる場合には、入寮後に学生センター長は居室の移動を命じることができる。

（入寮申請）

第6条 入寮の申込は、本学ホームページに掲載されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行う。

(入寮手続き)

第7条 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、第11条第1項に定める入寮に係る費用を納入するものとする。

(入寮期間)

第8条 入寮期間は2年を超えないものとし、原則として、第8条の2第1項に定める入寮日から第2項に定める退寮日(原則として一斉退寮日)までとする。ただし、学生センター長が特別に認める場合には、入寮期間を更新できるものとする。

2 前項に定める入寮期間の更新基準については、別に定める。

3 入寮期間の更新手続きは定められた期間のみ受け付ける。

(入寮日及び退寮日)

第8条の2 入寮期間開始時の入寮日については、春学期は4月、秋学期は9月(詳細は年度ごとに学生センター長が定める。)とする。

2 入寮期間満了時の退寮日については、春学期は9月10日、秋学期は3月20日とする。

3 前二項にかかわらず、学生センター長は入寮日及び退寮日を指定することができる。

(入寮許可の取消)

第9条 学生センター長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当するとき、入寮の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき

(2) 入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき

(3) 入寮手続きの際に定められた期日までに入寮費を納入しないとき

(退寮等)

第10条 寮生は第8条の2第2項に定める入寮期間の満了日(原則として一斉退寮日)までに退寮しなければならない。

2 この要領に定める場合を除き、退寮日が月の途中であっても寮費の日割り計算は行わず、退寮月分の寮費全額を支払うものとする。入寮期間内に途中退寮を希望する場合は、退寮日の30日前までに事務室へ退寮届を提出するものとし、この書類の提出なく退寮を行う場合、退寮月の寮費のほか、翌一ヶ月分の寮費を支払うものとする。

3 本学は、入寮期間中、寮生が次の各号のいずれかに該当したとき、当該寮生を退寮処分とする。

(1) 第3条に規定する遵守義務のほかこの取扱要領に違反する行為をしたとき。

(2) 寮内の施設及び設備・備品等に故意又は過失による損害があった場合で、その損害を賠償する義務を履行しないとき。

(3) 寮内の共同生活の秩序や風紀を著しく乱す行為をしたとき。

(4) 病気その他保健衛生上の事由により、寮内での共同生活に適さないと認められるとき。

(5) 学生センター長が管理・運営に重大な支障があると認める行為をしたとき。

(6) 寮内、寮外に限らず、違法行為を行ったとき。

(7) 学則による処分を受けたとき。

(8) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(9) 3ヶ月以上寮費を滞納したとき。

(10) 入寮後2ヶ月経過しても入寮費を納入しないとき。

(11) 本学寮生として相応しくない行為が認められたとき。

(12) 入寮資格を失ったとき。

4 寮生は、前項による退寮処分を受けた場合は、その日から起算して1週間以内にアルペ寮から退寮しなければならない。

5 交換留学生の入寮期間の開始時の一斉入寮日及び入寮期間の満了時の一斉退寮日は別に定める。

6 本学は、寮生が退寮する場合、次の対応を取ることができるものとする。

(1) 管理者が退寮時に居室の確認を行い、破損・汚損等が見つかった際は原状回復費用を請求する。

(2) 残置物があった場合、当該残置物に対する所有権を自ら放棄したものとみなし、処分する。また、処分に要した費用は退寮者に請求される。

7 寮生は、退寮に際し、本学に対して、居室及び造作設備について支出した諸費用の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の金銭請求をすることはできず、居室内に寮生の費用を持って設置した造作設備の買い取りを請求することはできない。

(寮費の支払い)

第11条 寮生は入寮に際して、入寮手続きの際に定められた期日までに入寮費90,000円及び当該月の寮費を支払うものとする。

2 寮費は月額95,000円で前払い制とする。毎月の支払い期限までに該当月分を支払うものとする。

3 30日に満たない入寮期間の開始月及び満了月の寮費は、次のとおりとする。

	請求額	内訳
・秋学期一斉入寮 (9月11日～20日) ・秋学期一斉退寮(3月 20日)	65,000円	寮費60,000円及び水光 熱費及びインターネット ト費5,000円
・春学期一斉退寮(9月 10日)	35,000円	寮費30,000円及び水光 熱費及びインターネット ト費5,000円
・春学期一斉入寮(3月 末)	0円	-

4 寮費は前項の取扱いを除いて、日割等の割引料金は設けない。

5 第4条第3号に定める者の寮費は別に設けるものとし、当該料金は別に定める。

(施設・設備等の利用)

第12条 寮生は次に定める共用施設・設備を利用できる。ただし、いずれの共用施設にも私物の放置を禁止する。

- (1) 1階多目的エリア
- (2) 学習室
- (3) 祈りの部屋
- (4) シアタールーム
- (5) 各階コモンリビング
- (6) 軽スポーツスタジオ
- (7) ランドリー
- (8) 屋上テラス

2 寮生は、アルペ寮の施設及び設備・備品等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を事務室に届け出なければならない。

3 寮生は、故意又は過失により、前項に規定する損害を生じさせた場合、その損害を本学に対し賠償しなければならない。

(情報伝達)

第13条 寮内の定期工事やイベントなどの情報は、随時1階のデジタルサイネージやメール、掲示板等で寮生へ通知する。

(長期外泊)

第14条 寮生は、3日以上の外泊をする場合、事前に所定の長期外泊届を事務室へ提出しなければならない。

(社会的交流)

第15条 寮生は、アルペ寮が定期的実施する地域交流やイベント等に参加するよう努めるものとする。

2 寮生が館内にてイベントを行う際は、事前に事務室で許可を得るものとする。

3 寮生は、前項により館内でイベントを開催する際、下記の注意事項を必ず遵守しなければならない。

- (1) 商業や利益供与の目的でのイベントは行わない。
- (2) 宗教や人種、性別の差別を助長するようなイベントは行わない。
- (3) その他、寮管理者がイベントの中止を判断した場合、それに従う。

(リビング・グループ制度)

第16条 アルペ寮においては、多様な人間関係と国際交流を促進するためのリビング・グループ制度を設ける。

2 リビング・グループ制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(禁煙)

第17条 アルペ寮は全館禁煙とし、寮生は、寮敷地内や周辺の路上での喫煙及び近隣施設の迷惑になるような喫煙行為を行ってはならない。

(緊急時等の入室)

第18条 管理者は、防火、衛生、施設の保全等、管理上必要だと判断した場合、居室へ立ち入れるものとし、寮生はこれに協力しなければならない。

2 管理者は、緊急時、居室内で急を要する作業を行う等、必要だと判断した場合には、寮生の事前の了承

なしに入室することができる。

附 則

この取扱要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2020年（令和2年）3月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2020年（令和2年）5月1日から改正、施行する。